

## 交際費の損金不算入額の計算

### 交際費等の損金不算入額の計算

期末資本額又は出資金額	支出交際費等の額	算 式
1億円以下の法人	(400万円×月数/12)以下	支出交際費等の額×10/100＝損金不算入額
	(400万円×月数/12)超	(支出交際費等の額－400万円×月数/12)+(400万円×月数/12×10/100)＝損金不算入額
1億円超の法人	支出交際費等の額＝損金不算入額	

#### 租税特別措置法第61条の4 (交際費等の損金不算入)

法人が平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において支出する交際費等の額（当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあつては、政令で定める金額）が一億円以下である法人については、当該交際費等の額のうち次に掲げる金額の合計額）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

- 一 当該交際費等の額のうち四百万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額（次号において「定額控除限度額」という。）に達するまでの金額の百分の十に相当する金額
  - 二 当該交際費等の額が定額控除限度額を超える場合におけるその超える部分の金額
- 2 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。
- 3 第一項に規定する交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為（第二号において「接待等」という。）のために支出するもの（次に掲げる費用のいずれかに該当するものを除く。）をいう。
- 一 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
  - 二 飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。）であつて、その支出する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額が政令で定める金額以下の費用
  - 三 前二号に掲げる費用のほか政令で定める費用
- 4 前項第二号の規定は、財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。

#### 租税特別措置法施行令37条の4 (資本金の額又は出資金の額に準ずるものの範囲等)

法第六十一条の四第一項に規定する政令で定める法人は、法人税法第二条第六号に規定する公益法人等（以下この条において「公益法人等」という。）、人格のない社団等及び外国法人とし、同項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 資本又は出資を有しない法人（第三号から第五号までに掲げるものを除く。） 当該事業年度終了の日における貸借対照表（確定した決算に基づくものに限る。以下この条において同じ。）に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に、当該事業年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする。）の百分の六十に相当する金額
- 二 公益法人等又は人格のない社団等（次号から第五号までに掲げるものを除く。） 当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額に同日における総資産の価額のう

<p>ちに占めるその行う法人税法第二条第十三号 に規定する収益事業（以下この条において「収益事業」という。）に係る資産の価額の割合を乗じて計算した金額</p> <p>三 資本又は出資を有しない公益法人等又は人格のない社団等（第五号に掲げるものを除く。） 当該事業年度終了の日における貸借対照表につき第一号の規定に準じて計算した金額に同日における総資産の価額のうちに占めるその行う収益事業に係る資産の価額の割合を乗じて計算した金額</p> <p>四 外国法人（次号に掲げるものを除く。） 当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額に同日における総資産の価額のうちに占める国内にある資産（人格のない社団等に該当するものにあつては、国内において行う収益事業に係るものに限る。）の価額の割合を乗じて計算した金額</p> <p>五 資本又は出資を有しない外国法人 当該事業年度終了の日における貸借対照表につき第一号の規定に準じて計算した金額に同日における総資産の価額のうちに占める国内にある資産（人格のない社団等に該当するものにあつては、国内において行う収益事業に係るものに限る。）の価額の割合を乗じて計算した金額</p>
---

以下の租税特別措置法基本通達参照のこと

<p><b>（交際費等の損金不算入額を計算する場合の資本金の額又は出資金の額等） 61 の 4(2)－1</b></p> <p>措置法第 6 1 条の 4 第 1 項に規定する「資本金の額又は出資金の額」は、税務計算上の金額によるのであるから、例えば資本金の額又は出資金の額に税務計算上の払込否認金額がある場合には、当該払込否認金額を控除した金額によることに留意する。</p>
<p><b>（交際費等の損金不算入額を計算する場合の総資産の帳簿価額等） 61 の 4(2)－2</b></p> <p>措置法令第 3 7 条の 4 第 1 号に規定する「総資産の帳簿価額」、「総負債の帳簿価額」、「利益の額」又は「欠損金の額」は、その事業年度終了の日における貸借対照表に計上されているこれらの金額によるのであるから、税務計算上の否認金があっても、当該否認金の額は、これらの額に関係させないことに留意する。</p>
<p><b>（総負債の範囲） 61 の 4(2)－3</b></p> <p>措置法令第 3 7 条の 4 第 1 号に規定する総負債とは、外部負債たると内部負債たるとを問わないのであるから、貸倒引当金等だけではなく、税務計算上損金の額に算入されないものであっても、法人が損金経理により計上した税金未払金、各種引当金等も含むことに留意する。</p>
<p><b>（税金引当金の区分） 61 の 4(2)－4</b></p> <p>措置法令第 3 7 条の 4 第 1 号に規定する総負債の額を計算する場合において、各事業年度終了の日における貸借対照表に計上されている税金引当金のうち利益又は剰余金の処分により積み立てられたものと損金経理により積み立てられたものとの区分が明らかでないときは、当該税金引当金の額は、同日に最も近い時において積み立てられたものから順次成るものとして計算し、その計算により損金経理により積み立てられた部分とされる金額を総負債の額に含めるものとする。</p>
<p><b>（保険会社の総負債） 61 の 4(2)－5</b></p> <p>保険会社に係る措置法令第 37 条の 4 第 1 号に規定する総負債の額には、支払備金、責任準備金及び社員配当準備金の額は含まれるが、価格変動準備金は含まれないものとする。</p>
<p><b>（原価に算入された交際費等の調整） 61 の 4(2)－7</b></p> <p>法人が支出した交際費等の金額のうち棚卸資産若しくは固定資産の取得価額又は繰延資産の金額（以下 6 1 の 4(2)－7 において「棚卸資産の取得価額等」という。）に含めたため直接当該事業年度の損金の額に算入されていない部分の金額（以下 6 1 の 4(2)－7 において「原価算入額」という。）がある場合において、当該交際費等の金額のうち措置法第 6 1 条の 4 第 1 項の規定により損金の額に算入されないこととなった金額（以下 6 1 の 4(2)－7 において「損金不算入額」という。）があるときは、当該事業年度の確定申告書において、当該原価算入額のうち損金不算入額から成る部分の金額を限度として、当該事業年度終了の時における棚卸資産の取得価額等を減額することができるもの</p>

とする。この場合において、当該原価算入額のうち損金不算入額から成る部分の金額は、当該損金不算入額に、当該事業年度において支出した交際費等の金額のうち当該棚卸資産の取得価額等に含まれている交際費等の金額の占める割合を乗じた金額とすることができる。

(注) この取扱いの適用を受けた場合には、その減額した金額につき翌事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、翌連結事業年度）において決算上調整するものとする。